

なくそう／ 望まない受動喫煙



2020年4月全面施行（健康増進法の一部を改正する法律）

多くの人を利用する全ての施設は **原則屋内禁煙** となります

1



望まない
受動喫煙を
なくしましょう

2



子ども、
患者等に特に
配慮しましょう

3



施設の類型・場所ごと
に対策が必要です

喫煙室の設置

屋内での喫煙には
各種喫煙室の設置が必要です

喫煙室の標識掲示

施設に喫煙室がある場合、
標識の掲示が必要です

大阪市の
受動喫煙防止対策の詳細については
本市ホームページをご確認ください



大阪市受動喫煙防止対策

検索